



2024年2月7日

各 位

会社名 花 王 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員  
長谷部 佳宏  
(コード番号 4452 東証プライム)

## 当社取締役等に対する株式報酬制度の継続及び一部改定について

当社は、本日開催の取締役会において、2017年度より導入している当社取締役（社外取締役を除きます。）及び当社執行役員（以下総称して「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の継続及び一部改定を決議し、本制度の一部改定に関する議案を、2024年3月22日開催予定の第118期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の継続について

(1) 当社グループは、2030年度までに「グローバルで存在価値ある企業」、そして長期的にはパーパスである「豊かな共生世界の実現」をめざすうえで、これまでの中期経営計画「K25」を見直し、本年度から2027年度までの4事業年度を対象に、具体的な成長軸を明確にした新たな花王グループ中期経営計画「K27」を策定しました。

かかるありたい姿の実現に向けた取締役等の中期経営計画「K27」の重点的な取組みをより一層推進し、中長期の取組みや活動の結果を総合的・多面的に評価し報酬に反映すること、また、これまで長期インセンティブ報酬を金銭で支給していた外国籍取締役等を本制度の対象に含めることで更なる株価上昇を動機づけることを目的として、本日開催の取締役会において、取締役等を対象とした本制度を下記2.のとおり一部改定のうえ、継続することを決定しました。

(2) 本制度の継続及び一部改定は、本株主総会において本議案の承認を得ることを条件とします。

(3) 本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」といいます。）と称される仕組みを採用しています（以下、本制度において設定される信託を「本信託」といいます）。B I P信託とは、米国のパフォーマンス・シェア (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、役位や中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて、本信託を通じて取得した当社株式等について取締役等に対して交付等を行う制度です。

※当社は、取締役及び執行役員の報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、独立社外取締役を議長とし、独立社外役員が過半を構成する取締役・執行役員報酬

諮問委員会を設置しております。本制度の継続及び一部改定については、取締役・執行役員報酬諮問委員会の審査を経ております。

## 2. 本制度の一部改定について

- (1) 当社は、2026年6月30日に信託期間が満了する本信託について、信託期間を改定し、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続します。本制度の継続後の対象期間は、2024年12月31日で終了する事業年度から2027年12月31日で終了する事業年度までの4事業年度（以下「改定後対象期間」といいます。）とします。

※信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合には、以降の中期経営計画に対応する事業年度をそれぞれ本制度の対象期間とします。

※改定前の本制度に基づき2021年12月31日で終了する事業年度から既に開始している対象期間（以下「改定前対象期間」）については、当初は2025年12月31日で終了する事業年度までの5事業年度としていましたが、これを2023年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度に変更し、既存の本信託内に残存する当社株式（2023年12月31日で終了する事業年度までのポイントとして取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭は、改定後対象期間に活用するものとします。

- (2) 本制度の継続にあたり、本株主総会において承認を得ることを条件として、従前の制度から以下の点を改定します。

### 本制度の概要及び一部改定の要旨

項目	改定前	改定後
本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役等（社内取締役及び執行役員）	・同左 ※従前は対象外としていた外国籍の取締役等を追加
当社が拠出する信託金の上限	・1事業年度あたり7.3億円 ※5事業年度を対象として36.5億円	・1事業年度あたり11.6億円 ※改定後対象期間については、4事業年度を対象として46.4億円
取締役等に交付等がなされる当社株式の数の上限	・1事業年度あたり9.2万ポイント（9.2万株相当） ※5事業年度を対象として46万ポイント	・1事業年度あたり18.1万ポイント（18.1万株相当） ※改定後対象期間については、4事業年度を対象として72.4万ポイント（72.4万株相当）
達成条件の内容	・中期経営計画において推進する取組み・活動の結果等に応じて0～200%の範囲で変動 ・改定前対象期間における取締役等の取組み・活動の結果等にかかる評価指標は、成長力評価指標（事業全体の売上高・利益等の成長度等）、ESG力評価指標（外部指標による評価等）及び経営力評価指標（当社従業員による経営活動に対する評価等）から構成	・同左 ・改定後対象期間における取締役等の取組み・活動の結果等にかかる評価指標は、成長力評価指標（事業全体の売上高・利益・EVA（経済的付加価値） <sup>注</sup> 等）、ESG力評価指標（外部機関による評価等）、経営力評価指標（当社従業員による経営活動に対する評価・TSR（株主総利回り）等）から構成

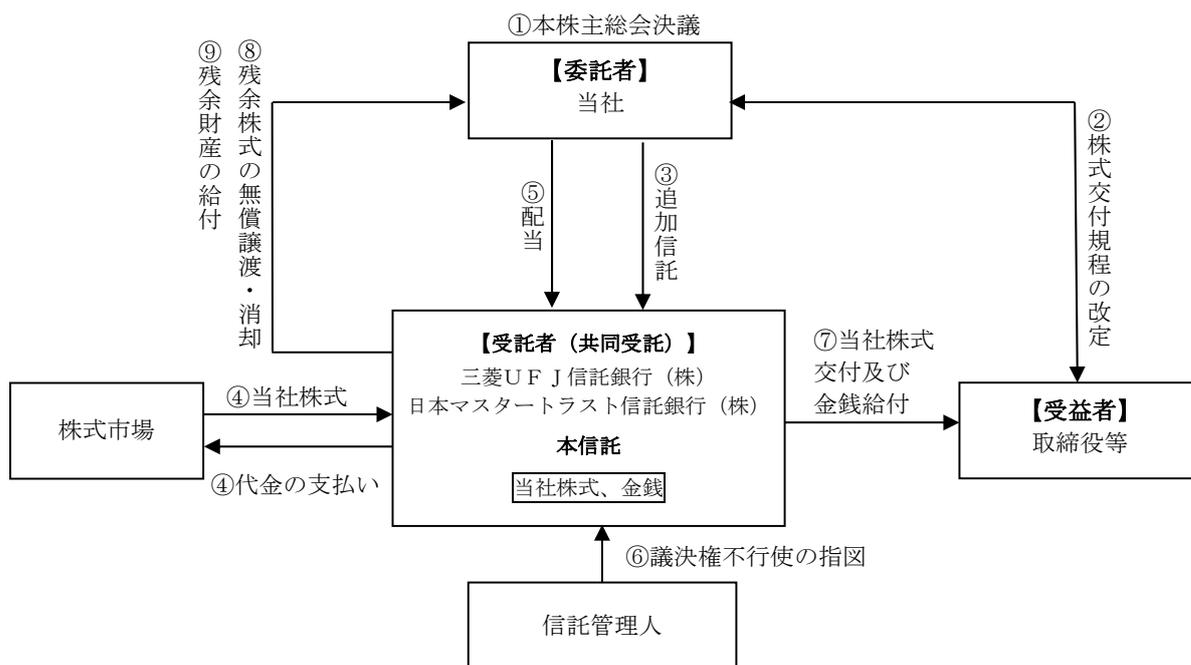
項目		改定前	改定後
当社株式等の 交付等の 時期	変動部分 (構成割合 70%)	・各取締役等の退任後	・同左 ・外国籍の取締役等においては対象期間(中期経営計画の期間に対応する事業年度)終了後
	固定部分 (構成割合 30%)	・対象期間中の各事業年度終了後 ・ただし、取締役等は固定部分として取得した当社株式を対象期間が終了まで継続保有する	・同左

上限額及びポイントの総数の上限の改定につきましては、外国籍取締役等が新たに対象に加わったこと、将来の執行役員増員や好業績時の支給率に耐えうる水準を目指すこと等を考慮して実施します。

(注) EVA は、NOPAT から資本コストを控除した金額指標であります。なお、EVA は、スターン・スチュワート社の登録商標であります。

### 3. 改定後の本制度の内容等

#### (1) B I P信託の仕組み



- ① 当社は本株主総会において本制度の一部改定に関する役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の一部改定に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を改定します。
- ③ 当社は、本信託の信託期間を延長するにあたり、①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を追加信託します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。

- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者は、当社の株式交付規程に従い、役位及び取締役等の取組み・活動の結果等に応じて一定のポイントの付与を受けた上で、かかるポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。また、本信託内の当社株式に関して支払われていた配当金についても、配当基準日における単年度ポイント（下記(2) e. ①に定めま
- ⑧ 対象期間における目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付等の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 本信託内の株式数が信託期間中に各取締役等について定められるポイント数（下記(2) e. に定めま

す。）に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記(2) g. の信託金の上限額の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

## (2) 本制度の内容

### a. 本制度の概要

本制度は、当社グループが掲げる中期経営計画の対象となる事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象として、役位及び中期経営計画において推進する取組み・活動の結果等に応じて、当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。

本制度継続後の対象期間は、改定後対象期間とします。

本制度による役員報酬は、中期経営計画において推進する取組み・活動の結果等に応じて当社株式等の交付等を行う「変動部分」と毎年一定数の当社株式等の交付等を行う「固定部分」から構成されます。「変動部分」は永続的な企業価値の向上に向けた取締役等の中長期の取組みや活動の動機付けを、「固定部分」は取締役等の株式保有を通じた株主との利害共有の強化を目的とし、変動部分と固定部分の構成割合は、変動部分：固定部分 = 70%：30%となります。

なお、下記 d. イ. による本信託の継続が行われた場合には、以降の中期経営計画に対応する事業年度をそれぞれ対象期間とします。

### b. 本制度の一部改定に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額及び取締役等に対して交付等が行われる株式等の総数の上限その他必要な事項を決議します。

c. 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、受益者確定手続までに付与されたポイントに相当する数の当社株式等について交付等を受けることができます。

- ① 対象期間中の各事業年度の末日に取締役等として在任していること（対象期間中に新たに取締役等となった者を含みます。）または取締役等を退任していること
- ② 自己都合で退任した者及び在任中に一定の非違行為があったことや職務・社内規程等の重大な違反をしたこと等により辞任した者または解任された者でないこと
- ③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

d. 信託期間

ア. 本制度改定後の信託期間

2024年7月（予定）から2028年6月（予定）までの約4年間とします。

イ. 本信託の継続

本制度改定後の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、再度本信託を継続することがあります。その場合、さらにその時点の中期経営計画に対応する年数について本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。

この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

ウ. 本信託の終了の取り扱い（追加信託を伴わない信託期間の延長）

信託期間の満了時に、信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間本信託の信託期間を延長させることがあります。

e. 取締役等に交付等がなされる当社株式数の算定方法

取締役等への当社株式等の交付等は、下記 f. のとおり変動部分については退任後（外国籍の取締役等においては対象期間終了後）に、固定部分については対象期間中の各事業年度終了後に行います。

取締役等には、当社株式等の交付等の前提として、以下①及び②に定めるポイントを付与します。

1 ポイントは、当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

① 変動部分

役位ごとにあらかじめ定められたポイント（以下「役位ポイント」といいます。）を基準に、以下の算定式で算出する単年度ポイントを、対象期間中の各事業年度末日に在任している取締役等（各事業年度末日をもって任期満了等により退任した取締役等及び各事業年度末日に死亡した取締役等を含みます。）に対して、当該事業年度末日に付与していきます。対象期間終了後に、取締役等に対して付与した単年度ポイントを累計し、この累計値に中期経営計画において推進する取組み・活動の結果等に応じた変動係数を乗じて、変動ポイント数を算出します。

$$\begin{aligned} & \text{(単年度ポイントの算定式)} && \text{役位ポイント} \times 70\% \\ & \text{(変動ポイント数の算定式)} && \text{対象期間中の単年度ポイントの累計値} \\ & && \times \text{変動係数}^{*1 *2 *3} \end{aligned}$$

- ※1 変動係数は、中期経営計画において推進する取組み・活動の結果等に応じて0～200%の範囲で変動します。なお、改定後対象期間における取締役等の取組み・活動の結果等を評価する指標は、成長力評価指標（事業全体の売上高・利益・EVA等）、ESG力評価指標（外部機関による評価等）、経営力評価指標（当社従業員による経営活動に対する評価・TSR（株主総利回り）等）から構成します。
- ※2 対象期間終了前に取締役等が退任した場合には、当該時点で単年度ポイントを累計し、各評価指標の当該時点での進捗状況を評価の上変動係数を決定し、変動ポイント数を算出します。
- ※3 対象期間終了前に取締役等が死亡した場合には、当該時点で単年度ポイントを累計し、変動係数は100%として、変動ポイント数を算出します。

② 固定部分

役位ポイントを基準に、以下の算定式で算出する固定ポイントを、対象期間中の各事業年度末日に在任している取締役等（各事業年度末日をもって任期満了等により退任した取締役等及び各事業年度末日に死亡した取締役等を含みます。）に対して、対象期間中の各事業年度末日に付与します。

$$\text{(固定ポイント数の算定式)} \quad \text{役位ポイント} \times 30\%$$

f. 取締役等に対する株式等の交付等の方法及び時期その他株式交付条件の概要

① 変動部分

変動部分に係る当社株式等の交付等の時期は取締役等の退任後（外国籍の取締役等においては対象期間終了後）となります。具体的な交付等の方法及び時期は次のとおりです。

受益者要件を充足した取締役等は、退任後（外国籍の取締役等においては対象期間終了後）の一定の時期に、変動ポイント数の一定割合に相当する当社株式（単元未満株式については切り上げ）の交付を受け、残りの変動ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

ただし、当該取締役等が日本株式を取り扱う証券口座を有しないこと等を理由に当社株式の交付ができない場合には、変動ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

## ② 固定部分

固定部分に係る当社株式等の交付等の時期は対象期間中の各事業年度終了後となります。具体的な交付等の方法及び時期は次のとおりです。

受益者要件を充足した取締役等は、対象期間中の各事業年度終了直後の5月頃に固定ポイント数の一定割合に相当する当社株式(単元未満株式については切り上げ)の交付を受け、残りの固定ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

ただし、当該取締役等が日本株式を取り扱う証券口座を有しないこと等を理由に当社株式の交付ができない場合には、固定ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

取締役等は固定部分として取得した当社株式を対象期間が終了するまで継続保有するものとします。

信託期間中に受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合は、死亡時点で算出した変動ポイント数及び死亡後に開始する受益者確定手続の対象となる固定ポイント数の累計値に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

なお、取締役等に職務の重大な違反等があった場合には、株式を受ける権利を没収し、または支給済の株式報酬相当の返還を求めることができるものとします。

### g. 本信託に拠出される信託金の上限額及び付与ポイントの総数の上限

当社が本信託に拠出する信託金の上限額は、1事業年度あたり11.6億円とし、改定後対象期間(4事業年度)に本信託に拠出する信託金の上限金額は46.4億円<sup>※1</sup>とします。なお、上記d.イ.による本信託の継続を行う場合における信託金の上限額は、かかる1事業年度あたりの信託金の上限額に対象期間の年数を乗じた数に相当する金額となります。

※1 信託金の上限額は、現在の取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、18.1万ポイント<sup>※2</sup>とし、改定後対象期間(4事業年度)に本信託が取得する当社株式の数(以下「取得株式数」といいます。)は、対象期間の年数である4を乗じた数に相当する株式数(72.4万株)を上限とします。なお、上記d.イ.による本信託の継続を行う場合における取得株式数は、かかる1事業年度あたりのポイントの総数の上限に対象期間の年数を乗じた数に相当する株式数<sup>※3</sup>が上限となります。

※2 取締役等に対して付与されるポイントの総数の上限は、上記の信託金の上限金額を踏まえて、現時点の株価等を参考に設定しています。

※3 上記d.の調整がなされた場合、取得株式数の上限も調整されます。

### h. 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記g.の信託金の上限額及び取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しており、株式の希薄化は生じません。

i. 本信託内の当社株式にかかる剰余金の配当の取扱い

変動部分にかかる当社株式等の交付等が原則として退任後となることを踏まえ、永続的な企業価値の向上に向けた取締役等の中長期の取組みや活動の動機付けのため、本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられるほか、配当基準日における取締役等の単年度ポイントの累計値に変動係数を乗じたポイント数に応じて、1ポイントあたり1株の配当額に相当する金額を留保し、上記f.により交付等が行われる当社株式等とともに取締役等に給付されます。

j. 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

k. 本信託の終了時の取扱い

対象期間における目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付等の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |           |   |
|-----------|---|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                               |
| ② 信託の目的   | 当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること                       |
| ③ 委託者     | 当社  |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)             |
| ⑤ 受益者     | 取締役等のうち受益者要件を満たす者                                       |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                    |
| ⑦ 信託契約日   | 2017年5月26日（2024年5月に変更契約締結予定）                            |
| ⑧ 信託の期間   | 2017年5月26日～2026年6月30日（2024年5月の変更契約により、2028年6月30日まで延長予定） |
| ⑨ 制度開始日   | 2017年5月25日  |
| ⑩ 議決権行使   | 行使しない   |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式  |
| ⑫ 信託金の上限額 | 4,640百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）                             |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2024年5月13日（予定）～2024年5月31日（予定）                           |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得  |
| ⑮ 帰属権利者   | 当社  |
| ⑯ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。  |

以 上